

長時間労働削減のために

⑨

長時間労働に対する人事考課と無許可残業への懲戒

船岡社会保険労務士事務所 所長

(一社)名北労働基準協会専門相談員

社会保険労務士 船岡和彦

長時間労働の問題は、ここ数年重要なテーマとなつておらず、当協会への相談も増えています。

社員の残業時間を減らすための考え方・進め方のポイントをご説明します。

1、適正な人事考課と意識改革を行う

日本の企業風土には、同じ成果を上げた場合に、長い労働時間を費やしたとしても、創意工夫を行つて残業をせずに成し遂げたとしても、人事考課上は全く優劣がないどころか、長時間残業している社員の方が「よく頑張っている」といった高い評価になる傾向があります。

そこで重要なのが、実際に会社に貢献している社員の方々が、実

度合いとして、いかに効率的にどれだけの労働時間が実績を上げているかを評価する人事考課の仕組を構築し、長時間労働が単に評価されないよう

にすることです。



4、残業は社員の申請と上司の許可制にする

残業を社員からの申請と上司の許可制にすることで、本当に必要な残業なのか、効率的な働き方なのかを上司が適宜判断・指示することで、長時間労働の削減を行います。また、万

善を意識させ、悪しき風土を変えていくことが長時間労働の削減に繋がるのです。

3、業務体制・業務処理を見直しムリ、ムダ、ムラを無くす

具体的には、①社員・部署の業務量を把握し隔

たりを無くす、②職位・職域を超えてオーバーペースで業務処理しない、③他の社員、他部署の相互の応援体制を整え業務の偏りを適宜調整する、業務等を行うことで効率的な業務が長時間労働の削減にもなるのです。

以上のポイントをふまえ、社員がはつらつと働きやすい職場作りを目指します。

当協会では2月16日(金)、「長時間労働の是正と働き方改革の実現について」をテーマに、労働問題総合対策セミナーを開催します。セミナーでは、

中日新聞東京本社(東京新聞)

中澤社会部記者による特別講演「過労死・過労自殺の舞台裏」、パネルディスカッション「企業に求められる働き方改革について」を行います。

お問い合わせ・お申込

みは、当協会総合受付

(☎052-961-1166)まで。

がる人事考課制度にする

夜遅くまで会社に残つていることを当然とする意識・風土を変えることが必要です。また残業代を毎月の給与に見込んでいる場合もあります。残業する必要性がないのに

が一、無許可で残業を行つた場合は懲戒処分もあります。そのためには残業時間が無駄に増えるだけでなく、会社が残業代を余計に支払うことにもなります。そのためには残業が多い社員ほど評価が下

現場業務の改善の必要性、①現場上司のマネジメントの検証、③残業申請・許可ルールの確認・徹底等なども合わせて検証した上で慎重な処分の決定が求められます。

お問い合わせ・お申込

みは、当協会総合受付

(☎052-961-1166)まで。